



制度〈基本〉

運用・商品〈基本〉

運用・商品〈実践〉

その他

給与明細の「税金」を知ろう

1月号では、給与明細の中の「法定控除」のうち、「社会保険料」について学びました。今回は、「税金」について学びましょう。



税金の内容

法定控除項目

健康保険	厚生年金保険	雇用保険	所得税	住民税	法定控除合計
10,967	19,221	1,090	7,200	5,000	43,478

所得税

所得税とは、個人が得た所得に課せられる国税です。日本に居住している人を対象に、毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して税金が課されます。

所得とは、受け取った額面金額(=収入)から必要経費を差し引いた額のことです。給与所得も所得の一種で、会社員には原則必要経費が認められていない代わりに「給与所得控除」を受けることができます。給与収入(1年間の給与と賞与の額面合計) - 給与所得控除 = (給与) 所得です。

所得税は、(給与) 所得から年間の社会保険料や生命保険料等の「所得控除」を差し引いた後の金額(=課税所得)に税率を掛けて算出されます。税率は5%~45%の「累進課税制」で、所得が多いほど、段階的に課税率が上がる仕組みになっています。

本来、年に一度の確定申告により納税しますが、会社員は「源泉徴収」により、会社が毎月給与天引して社員に代わって取りまとめて納税し、その年の最後の給与支払時に年末調整で過不足を精算しています。

住民税

住民税とは、市町村民税・道府県民税の総称で、1月1日現在の住所地に納める地方税です。

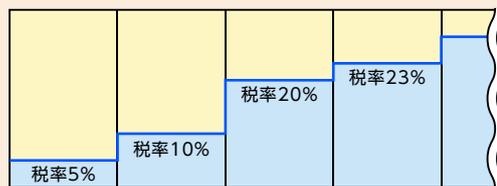
(東京都の場合、23区では特別区民税と都民税) 住民税は、前年(1~12月)の所得に課される「所得割」と定額の「均等割」から成っています。「所得割」は、前年の課税所得金額に税率を掛けて計算されます。会社員の場合、毎年6月頃に市町村・特別区から会社に住民税決定通知書が送付され、会社から個人に渡されます。税率は一律10%で、市町村民税6%と道府県民税4%です。「均等割」は、通常5,000円(市町村民税3,500円、道府県民税1,500円)です。多くの会社では、「特別徴収」により、会社が毎月給与天引して社員に代わって取りまとめて納税しています。

※均等割の税額は、地方自治体により多少異なる場合があります。

所得税率

所得税は「超過累進課税」です。全額同じ税率ではなく、課税対象額が一定区分の金額を超える毎に、超えた部分にのみ高い税率が適用されます。

課税所得金額 195 330 695 900(万円)



超過累進課税の計算例

課税所得金額が500万円の場合
 $195万円 \times 5\%$
 $+ (330万円 - 195万円) \times 10\%$
 $+ (500万円 - 330万円) \times 20\%$
 $= 572,500円$ (所得税額)

※実務では、速算表を使って計算します。

所得税や住民税を納める時期はいつ?

会社員の場合、所得税は、その年の1月~12月まで毎月の所得で計算して納税し、年末に過不足を調整するのに対し、住民税は、前年の所得を基に通知された前年分の税額を、その年の6月~翌年5月までの1年間で分納します。納税のタイミングが異なります。



加入者サイトに入ってみよう!

りそな銀行確定拠出年金加入者サイトでは、皆さまの資産状況、運用商品状況のご確認、将来の受取金額シミュレーション、各種お手続きを行っていただけます。



<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/dc/login>

2022年3月発行

りそな銀行 年金業務部 確定拠出年金室
〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1

本レターに関するお問合せ先

りそな銀行 確定拠出年金コールセンター
☎ 0120-401-987+ [2#]

※海外からは国際フリーダイヤルをご利用ください。

本レターの無断引用・転載はお断りします。